

岩手県告示第 812 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成 20 年 11 月 28 日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 (1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 北上和賀線

(3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
北上市和賀町煤孫 7 地割 145 番地先から 9 地割 119 番地先まで	新	B 35.0~17.5 m	m 950.0
	旧	A 18.5~6.6	1,060.0
		B 35.0~17.5	950.0

(4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 県南広域振興局北上総合支局土木部

イ 期間 平成 20 年 11 月 28 日から同年 12 月 28 日まで

2 (1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 清水野村崎野線

(3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
花巻市北笹間 13 地割 45 番地先から 89 番 2 地先まで	新	m 25.7~14.3	m 414.0
	旧	20.5~14.3	414.0

(4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 県南広域振興局花巻総合支局土木部

イ 期間 平成 20 年 11 月 28 日から同年 12 月 28 日まで